

（藤沢の教科書・採択問題にとりくむ会）
全国で育鵬社教科書採択激減！
 （横浜・藤沢も不採択）
 樋浦敬子

この夏の中学校の教科書採択で、2011年以来、育鵬社の歴史・公民を採択してきた横浜市（育鵬社の全国1位の採択地区）、藤沢市（同全国3位）が注目されていましたが、まず7月31日に藤沢市で、次いで横浜市で育鵬社の歴史・公民とも不採択となり、神奈川県から育鵬社が一掃されました。その後大阪市、東大阪市等、全国各地で不採択となり、結局、育鵬社を採択したのは歴史・公民両方が大田原市、加賀市。歴史のみは金沢市、小松市、岩国市・和木町、唯一新規の下関市。公民のみは泉佐野市、石垣市、与那国町にとどまりました。前回の育鵬社「歴史」の全国占有率は、約6.4%。「公民」は、約5.8%だったのですが、今回、育鵬社の「歴史」は1%程度、「公民」は0.4%程度に、大きく落ち込み（子どもと教科書全国ネット21集計）、出版社として、今後やっていけるのが懸念される採択数となっています。

横浜では、2009年の8地区の自由社採択から数えると11年に及ぶ「つくる会系教科書」との闘いでした。2011年には全市1区に採択地区を統合。審議の場では教科書名をあげず、無記名投票で育鵬社の歴史、公民を採択しました。「横浜教科書採択連絡会」などの市民たちは、情報開示請求、問題点の指摘、採択の仕組みの改善要求などをあきらめずに繰り返し続けてきました。その後、教科書名をあげて審議に参加する委員が増え、今年は審議委員会の答申を踏まえた議論も行われました。しかし審議の中で支持する発言がなかった育鵬社の歴史に2票、公民に1票が投じられるなど、責任の所在不明な無記名投票や教員自身の意向を十分には反映できる仕組みがないなど課題が残りました。

藤沢市で、2011年、市長の意向を汲んだ教育委員の賛成多数で、育鵬社の歴史と公民採

択が強行されたことを受け、「藤沢の教科書・採択問題にとりくむ会」を組織しました。藤沢には活動実績のある「みんなの教育・ふじさわねっと」がありました。が、県域で活動する「神奈川の教科書・採択問題にとりくむ会」や地域の現場の教職員とも連携できる組織が必要と考えました。以来、日常の活動はそれぞれで、重要な局面では共闘を心がけました。市民組織の連携、共闘がうまくいったことは、不採択の重要なポイントであったと思います。

教職員は「教科書使用義務がある」「検定を通った教科書批判はNG」を前提にしか動けないのが現状です。でも地域の現場の教職員は、2011年の採択を受けて、すぐに教科書研究会を立ち上げ、9年間、研究、発信を続けました。現場の教員が2015年も2020年も育鵬社に最低の評価をくだし、私たちが実施したアンケート（藤沢とりくむ会のHPに掲載、全国でも類例がないようで、あちこちで引用されています）で、育鵬社の教科書が持つ問題点や生徒たちにどれだけ不利益な教科書であるかを明らかにしてくれたことは、私たちの運動に大き

な力を与えてくれました。

また資料の可視化が大きなポイントになりました。藤沢市教育委員会（事務方）が取り組むきっかけを市議会での質疑を通じて作ってくれたのは、脇礼子市議（現在県議）でした。

2017年から進んだ資料の可視化で、簿冊として会場に置いてあるだけだった「市民意見」は全て入力された冊子に、学校ごとの「教科用図書調査書」も資料の束から、各学校が選んだ教科書を示す〇印の一覧と、コメントを入力した資料に、審議委員会答申も議事録から教科書会社別にまとめたおとした資料に変身（可視化）し、採択過程の透明化が実現しました。不採択の翌日の神奈川新聞は「やっと現場の意向―他自治体への波及をも期待」「生徒本位の在り方訴求」「恣意性の入る余地」がなくなつた採択と報じました。

加害の歴史を教えず、植民地支配の実態にはふれない歴史。権利より義務、子どもたちを憲法改正に導く公民。育鵬社を子どもたちに手渡したくない理由をあげたらきりがありません。加えて、「個人は家族に優先するべき」という風潮が強くなると、

家族の一体感が失われていくおそれがあります」と、個人より家族が大切と教え、「男女共同参画社会とは、男女の違いを認めた上で、たがいに尊重し、助け合う社会をいいます」という間違った表現を改めず、「行き過ぎた平等意識は社会を混乱させ、個性を奪う結果になることもあります」と書き、「夫婦同姓は合憲」の見出しが躍る新聞記事をわざわざ資料として掲載している育鵬社教科書は「すべての女性と女兒のエンパワーメント」(SDGsの目標5)の阻害記述であることが明らかです。やつとその教科書から解放されたのです。ここからがスタートです。ジェンダー平等、平和、人権、共生を志す、批判精神を持つ主権者を現場の先生方には育てていただきたい、そのために市民もつながりながら発信していくことが大切だと思っております。

横浜市教育委員会教科書採択 育鵬社的なもの見方を 乗り越えるためには

芝崎麻紀子

育鵬社の歴史・公民が採択されるかどうか最大の関心事でした。375万人都市で相変わらず、傍聴はたったの20人という少なさです。抽選に漏れたのでオンラインで視聴しました。6人の委員が推薦する出版社名を挙げていきます。その中の一人は育鵬社と学び舎を推薦しました。理由は歴史的事件のその後を取り上げているということでした。私から見ると最も採択してほしくない教科書と最も採択してほしい教科書です。結果は無記名投票により、歴史が帝國書院4票・育鵬社2票、公民が東京書籍5票・育鵬社1票でした。学び舎には1票も入らなかったなのでこの委員は育鵬社に1票を投じたことになりました。採択前に手分けして数箇所の教科書展示会へ行ったので、そ

の報告をまとめましたが、育鵬社が採択されないことを喜んでばかりはいられないことに気づきました。

第1は、他の教科書も検定を通るため、育鵬社の内容に近づいているということです。検定制度の在り方を問題にしていかなければなりません。

第2は「育鵬社」的なものが見方が広く浸透しているということです。育鵬社の歴史教科書の最初に「歴史の旅を始めよう」とあり「これから皆さんは歴史の旅をはじめます。」という書き出しになっています。私は最初、何となく読み飛ばしていましたが、友人の元教師から「歴史は旅ではない」と指摘されハッとしました。歴史を情緒的な物語へと落とし込んでいます。「私の歴史物語」として歴史を

語る語り口は「事実を事実と認めない」歴史修正主義のやり方です。「従軍慰安婦の強制性はなかった」「南京虐殺はなかった」等々。特に近代化が始まる明治以降の記述には「遅れたアジア、近代化を成し遂げた日本」という考えが根底をなしています。今日のヘイトスピーチに根拠を与えていると思います。

第3は歴史・公民にばかり気を取られてきましたが、保健体育や家庭分野などジェンダーに関わる観点から見逃せないことなどがあるということです。

教科書は子どもたちに大きな影響を与えます。横浜市在住の外国人が増え、国際教室が多くの学校で設置されるようになりました。「多文化共生」が学べる教科書を子どもたちに届けるためがんばろうと思います。



フラワーデモから刑法改正へ 飯島典子

2019年4月から毎月11日に、性暴力を許さないフラワーデモが全国各地で拡がっています。私は、2月11日の山下公園で行われたフラワーデモにメッセージボードを持って参加しました。15、6人がお互いの顔が見えるように円くなり、静かな中で始まりました。

「無理に話したくなければ話さなくて大丈夫です。話をしたい方はおられますか」という投げかけから、女性がマイクを持ちました。性被害は見知らぬ人から行われるものと思われがちですが、実際は交際相手、家族、知人など身近な知り合いからの被害が多いことがわかってきます。この日の話も身近な人から受けた被害でした。被害を打ち明けると人は、かわいそうなのだと思われたのではあ

りません。「魂の殺人」と言われるくらい辛い酷いことが、現実にあったことを知ってほしいと訴えているのです。そして、二度と同じような被害が起きないために、という願いを込めて話しているのだと思いました。私は黙って聴くことしかできませんでしたが、聴いてくれる、受け止めてくれる人が居ることが、被害を語る人の力になっていくのではないかと思えました。

これまで性暴力被害者は、人前で語ってはいけない、語れないことと思われていたのではないかと。そしてそれは、社会が私たちに聴く側が、「語らせない空気」を作っていたのではないか・・・。フラワーデモの優しい空気の中で感じたことです。2017年、110年ぶりに性犯罪に関する刑法が改正されましたが、その内容は十分ではないとして、再度の改正を求める声が高まっています。特に2019年3月に4件の性犯罪無罪判決が下され、うち3件で意に反する性行為がなされたことを裁判所が認定していたにもかかわらず、無罪判決が相次いで出たことを受け、これをきっかけにフラワーデモが始まったのです。

2020年6月から法務省の刑法改正検討会の審議が開催されています。この検討会には性被害当事者がメンバーとして加わりました。検討会に求めたいこととしては、現実に被害者を救うための法規定を検討することで

「未成年者の性的同意年齢（日本では13歳とされる）を引き上げること」「セクハラを犯罪にすること」などが、求められています。

性暴力は「被害者と加害者の間だけの問題」という個人の問題ではなく、人権侵害行為であり社会全体の問題として、性暴力を許さない社会をつくることを求めていきたいと思えます。

*3件の無罪判決について
（福岡地裁久留米支部）
・被害女性が抵抗できない状態にあったことや意に反した行為があったこととは認められながら、被告の男性にはその認識がなかった、と故意を否定。無罪判決。

（静岡地裁浜松支部）
・被害女性が「頭が真っ白」になり抵抗できなかったことから、被告の故意を否定。無罪判決。

（名古屋地裁岡崎支部）
・実の娘に対する準強制性交罪に問われた父親に

女のしんぶん

女性のための、女性の手による新聞！
購読しませんか
発行：月2回（10日・25日）
購読料：月330円（送料別 126円）
申し込み先：女性会議神奈川県本部



ついて、性的虐待を認める一方で、性交を拒めていた時期もあったなどとし「抵抗不能な状態だったとはいえない」と無罪にした。

これらの判決について、山本潤さん（性被害当事者団体「spring」代表理事）は、「被害者の心理や状態を理解していない判決が多すぎる」と話している。